

# クーリング・オフを活用しましょう!

クーリング・オフとは法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です

## クーリング・オフの手順

### 1 クーリング・オフができるか確認

※クーリング・オフできる取引と期間を裏面で確認してください。

④ 訪問販売による契約の場合、契約書などの書面を受け取った日から8日以内

### 2 ハガキなどの書面で行う

※クレジット契約している場合は信販会社にも同時に通知する。



### 3 必ずハガキの両面のコピーをとり保管



### 4 ハガキは、「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し受領書を保管

#### ◆手続き完了後に確認すること

支払ったお金は全額返金されましたか?

商品は返品できましたか?

関係書類は保管してありますか?

●ハガキのコピーや送付記録などの関係書類は5年間保管します

#### ※クーリング・オフができないもの

- ・3,000円未満の現金取引
- ・自分で店舗に出向いて購入したもの
- ・通信販売(テレビ・カタログ・インターネットショッピングなど)

射水市消費生活センター ☎52-7974(月~金曜日9時~16時)

## 販売会社への通知

## 信販(クレジット)会社への通知

郵便はがき

特  
定  
記  
録

(販売会社の住所)

(販売会社名)

代表者 様

郵便はがき

特  
定  
記  
録

(信販会社の住所)

(信販会社名)

代表者 様



# クーリング・オフができる取引と期間

## 訪問販売



8日間

## 電話勧誘販売



8日間

## 訪問購入



8日間

## 催眠商法・キャッチセールス アポイントメントセールス



8日間

## マルチ商法・内職商法 モニター商法など



20日間

## エステ、学習塾、パソコン 教室、家庭教師など



8日間

クーリング・オフは期間が定められていますが、期間を過ぎた場合でも契約書面の不交付や不備などがあれば、交渉できる場合もあります。射水市消費生活センター（☎52-7974）にご相談ください。

### 信販（クレジット）会社への通知

### 販売会社への通知

## 契約解除の通知書

契約年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

商品名 \_\_\_\_\_

契約金額 \_\_\_\_\_

販売会社名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

信販会社名 \_\_\_\_\_

上記契約を解除します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（契約者住所）

（契約者氏名）

## 契約解除の通知書

契約年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

商品名 \_\_\_\_\_

契約金額 \_\_\_\_\_

販売会社名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

上記契約を解除します。

支払い済みの \_\_\_\_\_ 円を返金してください。  
商品は引き取ってください。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（契約者住所）

（契約者氏名）